

# 令和7年度 京都市立開建高等学校「学校いじめ防止等基本方針」

## I 総則

### (1) 目的

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与える。そればかりか、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることから、生徒の尊厳を保持するため、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処の基本理念を定め、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

### (2) 基本理念

いじめ防止等のための対策は、いじめが全ての生徒に関係する問題であることから、生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨とする。

いじめ防止等のための対策は、全ての生徒がいじめを行わず、及び他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することができないようにするため、いじめが生徒の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めることを旨とする。

いじめ防止等のための対策は、いじめを受けた生徒の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行う。

## 2 いじめ対策委員会

### (1) 構成（職名又は校務分掌）

校長・副校長・教頭・教務主任・生徒指導主事・学年主任・該当担任・スクールカウンセラーを基本としつつ、事例に応じて必要な人員を加える。（例：保健主事・養護教諭・人権教育主任など）

### (2) 役割

- ・いじめの防止
- ・いじめの早期発見
- ・いじめ発生時の迅速な対応
- ・教職員や保護者の意識向上

※ 会議の回数・実施時期については、後述の「年間計画」に記載

### (3) 開催時期

基本的には3ヶ月に1回開催。（但し、緊急時は必要に応じて開催する。）

### (4) 生徒・保護者への周知方法

生徒にはホームルーム指導を通じて周知する。保護者には保護者懇談、ホームページ等を通じて周知する。

## 3 学校いじめ防止プログラム

### (1) 学校におけるいじめの未然防止のための取組

#### ア 学習環境の整備

教室の整理整頓や清掃を徹底し、落ち着いて学習に取り組める環境を整えるとともに、ユニバーサルデザインを意識して、様々な生徒が安全で学びやすい環境を整える。

#### イ 授業改善

授業規律を確立し、誰もが尊重されるべき存在であることを意識させるとともに、他者との交流を通じて人が高めあう存在であることを実感できるように授業の改善を図るものとする。

#### ウ 道徳教育・人権教育

全ての教科において、機会あるごとに、人としての生き方、あり方を考えるよう指導

を行い、生徒の道徳心を向上させる。また、ネットいじめの防止や障がい、LGBTQについて理解を深めることを目的とする人権学習を行う。

## エ 体験活動

さまざまな学校行事を通して、他者との協力により、より大きな成果を生み出すことができるこことを実感させ、生徒に対人交流能力の素地を養わせるようにする。

## オ 生徒が主体的に行う活動

生徒が主体的に行う活動においても、他者を認め、他者との協力によって、より大きな成果が導かれるこことを意識させながら、自分たちの力で折り合いを付け、取組をすすめていくことの大切さに気付かせる。

## カ 生徒同士の絆づくり

生徒に対して、他者との交流の重要性を粘り強く考えさせるように働きかける。また、生徒に、他者が存在し、他者と交流することによって、それまで意識できていなかつたことに気づき、世界が広がることを実感できるような工夫を行う。

## キ 保護者の啓発

生徒のみならず、保護者にもいじめを許さない・見逃さない態度を持ってもらうために、教員の研修と同様にPTA活動を通じて研修を行ってもらうように働きかける。

## (2) いじめの早期発見・積極的認知のための取組

### ア 情報の集約と情報の共有

生徒に対するアンケート調査や教育相談の実施を通じて、いじめの実態把握に努めるとともに生徒・保護者からの訴えがあった時には、担任、学年団を通じて運営委員会等の場で交流し、必要があれば「いじめ対策委員会」を開催し、情報の集約と共有にあたる。

### イ 生徒に対する定期的な調査

#### (ア) アンケートの実施

記名式アンケートを年2回実施する（6月と11月を予定）。

#### (イ) 教育相談の実施

機会あるごとに、ホームルーム担任と生徒の間で面談を実施し、いじめがないかどうか、また、いじめだけでなく学校生活で困っていることがないかどうかを確認する。スクールカウンセラーにも協力いただき、生徒が悩みを相談しやすい環境を整える。

#### (ウ) 調査等の結果の検証及び組織的な対処

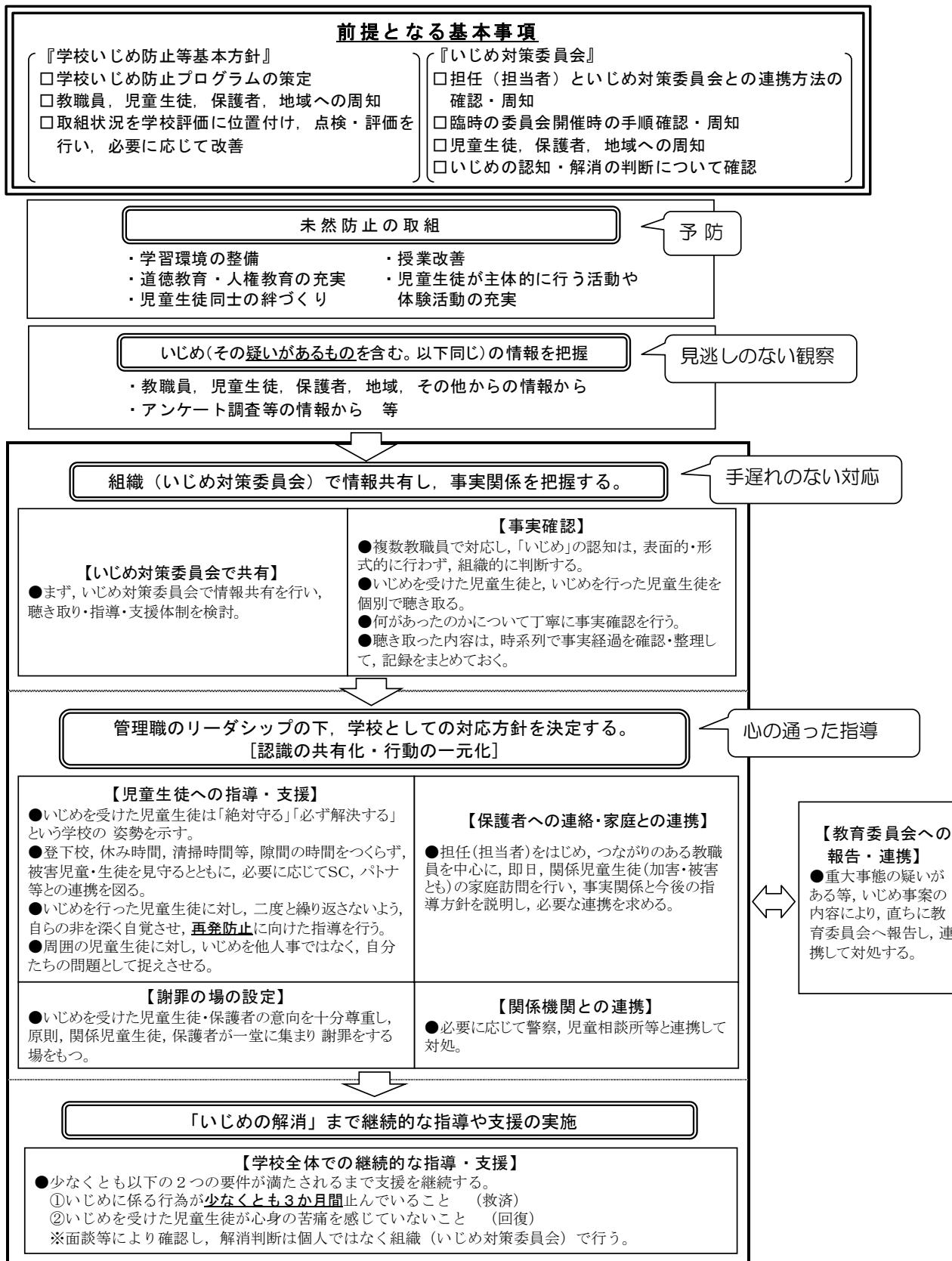
アンケートや教育相談の結果を踏まえて、ホームルーム担任を中心として丁寧な聞き取りを行い、いじめ対策委員会で状況を把握・分析した上で、解決に向けた取組を組織として行う。

## (3) いじめが起きたときの措置及び再発防止に向けた取組

### ア 基本的な考え方

いじめが発生していると疑われる場合は、まず事実の有無を確認し、いじめの発生が確認された場合は校長を通じて教育委員会へ報告する。また、いじめの行為をやめさせ、再発防止のために複数の教職員で継続的に指導に当たるものとする。

# イ いじめやその疑いを把握したときの校内での情報共有及び対応



## ウ インターネット等を通じて行われるいじめへの対応

インターネット、SNSを通じて行われるいじめについては、発信された情報の流通性の高さ、発信者の匿名性などをふまえ、安易に書き込みなどを行わないよう指導する。ネット上のマナーについて啓発活動を行い、いじめを防止するよう働きかける。また、誹謗中傷などを書き込まれた場合には、周囲に相談するなど、自分だけで解決しようとして、より悪化させることがないよう注意を払い、発言の削除依頼のように実効性のある対処ができるようにする。

## エ 「いじめの解消」の定義を踏まえた見守り及び再発防止に向けた取組

いじめにかかる行為が少なくとも3か月間止んでいることを確認するとともに、いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないことを確認する。再びいじめが起こる可能性が十分あり得ることを踏まえ、教職員がいじめを受けた生徒及びいじめを行った生徒の様子や周囲の状況を日常的に注意深く観察し、いじめ対策委員会でその状況を共有する。

## (4) 教職員の資質能力向上の取組

### ア 基本的な考え方

いじめを許さない、また、いじめを見逃さない態度を育成するとともに、発生してしまった場合に組織的に迅速に対応できる力を育成するため、校内研修等を実施する。

### イ 校内研修の時期・内容等

研修会を計画し、具体的な事例への対応を検討することや、教育・心理・福祉などの専門分野の方の講演を聴くことで資質の向上を図る。

## 4 保護者・地域、関係機関との連携

### (1) 保護者・地域への情報発信、啓発、協同の取組

PTA（家庭）・所轄警察署・地域等と連携をすすめるために、いじめだけでなく、生徒に関わる情報交換を常に行うよう心がける。また、「学校いじめの防止等基本方針」や本校の教育に関する生徒・保護者のアンケート結果をホームページで公開するなどして、積極的な情報発信に努める。

### (2) 関係機関との連携の推進

学警連携の取組及び児童相談所との連携を深め、生徒の健全な育成を学校・警察等が一丸となって行えるよう心がける。

## 5 重大事態への対処

### (1) 基本的な考え方

重大事態（いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。また、いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。）に対処し、重大事態と同種の事態の発生を防止するため、速やかに、いじめ対策委員会を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。

また、調査を行ったときは、教育委員会への報告だけでなく、当該調査に係るいじめを受けた生徒及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められる場合は、所轄警察署と連携してこれに対処する。

## (2) 重大事態が発生したときの対応

いじめ対策委員会を設置し、適切な方法を用いて、速やかに事実確認を行うとともに、同種の事態の発生を防止するよう努める。事実確認の結果については、教育委員会に報告するとともに、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときには直ちに所轄警察署にも通報し、適切に援助を求めながらその解決に向けて必要な措置を講じる。

## 6 年間計画（予定）

いじめの防止等のための取組を下表のスケジュールにより実施する。ただし、年度途中に計画の見直しを行う場合がある。

月	いじめ対策委員会や校内研修等	未然防止に向けた取組や行事等	アンケートの実施や教育相談週間等	保護者・地域への情報発信、啓発、協同等関係機関との連携
4	生徒指導研修会（指導方針の確認） 中高連絡会 いじめ対策委員会（基本方針の確認）		個別面談	学校運営協議会（いじめ防止等基本方針を含む学校運営方針の承認）
5		遠足（KAIKEN QUEST）		
6	校内研修（生徒の人権学習に併せて）	Kaiken Sports Festa 人権学習（1、2年）	三者面談 いじめに関するアンケート調査（記名）	
7	いじめ対策委員会（いじめに関するアンケート結果の共有） 校内研修（職員会議と併せて） 企画会議（学校生活に関するアンケート結果の共有、対応の検討）	警察との連携等	学校評価アンケート・学校満足度調査（生徒）	個別懇談 学校評価アンケート（保護者）
8				学校評価アンケートの結果の公表・共有
9		文化祭		
10	いじめ対策委員会 校内研修（生徒の人権学習に併せて）	体育祭 人権学習（3年）		学校運営協議会（いじめに関するアンケート結果、学校評価アンケート結果、学校の対応等について共有）
11			三者面談 いじめに関するアンケート調査（記名）	個別面談 研修会（生徒の人権学習に併せて） 学校評価アンケートの結果の公表・共有
12	いじめ対策委員会（いじめに関するアンケート結果の共有） 企画会議（学校評価アンケート結果の共有、対応の検討）		学校評価アンケート・学校満足度調査（生徒）	学校評価アンケート（保護者）
1		学校いじめ防止プログラムの見直し		
2				
3	中高連絡会 いじめ対策委員会（総括及び基本方針の見直し）	1年研修旅行	学校評価アンケート・学校満足度調査（生徒）	学校運営協議会（いじめに関するアンケート結果、学校評価アンケート結果、学校の対応等について共有）